

国民年金保険料の後納制度 (納期限の延長)が始まります

国民年金は、20歳から60歳までの40年間、国民年金保険料を納めることで、満額の老齢基礎年金を受給できる制度です。

しかし、保険料の未納期間がある場合や、資格取得などの届け出のし忘れにより国民年金の資格期間がない場合、将来の年金受給額が減ったり、年金そのものを受給できなくなったりする(保険料納付や免除などの合計が25年「300月」未満の場合)ことがあります。

このような事態を避けるため、昨年、法律が改正されました。

改正内容 過去10年以内にある未納期間の国民年金保険料を納められるようになります。

※平成14年10月以降に納められなかった保険料を納められます。
後納保険料納付期間
 10月1日(月)～平成27年9月30日(水)

※既に老齢基礎年金の受給権がある方は、納めることができます。

後納保険料納付方法
 事前申し込みおよび審査が必要となります。ただし、審査結果によっては、後納制度による納付ができない場合があります。

照会先

- 国民年金保険料専用ダイヤル ☎0570-011-050
- 小田原年金事務所 ☎0465-22-1391

10月28日(日)は 町長選挙の投票日です

11月14日任期満了に伴う、町長選挙の日程は次のとおりです。

●告示日(立候補受け付け)
 日時 10月23日(火)
 8時30分～17時
 場所 役場本庁舎4階会議室

●投票日
 日時 10月28日(日)7時～20時
 場所 町内14投票所

なお、9月26日(水)10時から、役場分庁舎4階会議室で立候補予定者事前説明会を行います。(出席は、立候補予定者1人につき3人以内)

照会先 選挙管理委員会 ☎85-7111 (内線337)

秋から 救急救命士の業務を拡大試行します

現在、救急救命士が処置を施せるのは、心肺停止状態の患者に限られています。この処置の範囲を、「心肺停止前」の患者までに広げる「救急救命士の処置範囲に係る実証研究」のモデル事業に参加します。

これは、厚生労働省や消防庁からの助言などを得て実施するもので、医療機関、医師会、消防署などにより構成される救急医療の協議会(湘南地区メデイカルコントロール協議会)が連携して行います。

本人または家族の同意を得られた成人の患者に対し、処置の範囲を広げます。

なお、同意が得られなかった場合も、直ちに搬送の準備に取り掛かりますので、安心していただく



試行拡大される処置範囲

○低血糖の意識障害の可能性がある患者に対し血糖測定を行い、低血糖が確認された場合はブドウ糖溶液を投与します。

平成25・26年度競争入札 参加資格定期認定 申請書を受け付けます

町が発注する工事、業務の委託および物品の納入などの入札に参加を希望する事業者の方を対象に、競争入札参加資格定期認定申請を受け付けます。

※入札には、県などの共同運営による「かながわ電子入札共同システム」を利用します。

提出書類

○共通事項
 送付先別提出書類一覧表、誓約書、貸借対照表他

○固有事項
 送付先別提出書類一覧表、町税納税証明書および委任状

申請方法 「かながわ電子入札共同システム」ホームページ
<http://nyusatsu.kekangawale.jp/>の「資格申請システム」から申請してください。

また、書類については、〒231-0005 横浜市中区本町2-22 日本生命横浜本町ビル4階 神奈川県「入札参加資格申請・共同受付窓口」宛てに簡易書留で郵送してください。(固有事項に関する書類は財務課に持参可)

平成23年中の町の救急出場件数は、2,070件でした。救急車が現場に到着するまでの間、その現場に居合わせた方が適切な応急手当を行えるかどうか、傷病者の救命率の向上に大きな影響を与えます。救急車が来るまでに、勇気を持って応急手当を行い、尊い命を救いましょう。

上級救命講習会

尊い命を救うため、応急手当に関する知識と技術を身につけるために、上級救命講習会を開催します。

日時 9月11日(火)
 8時30分～17時30分

場所 消防本部

内容 自動体外式除細動器(AED)を用いた心肺蘇生法、止血法および搬送法(実技と筆記の効果測定を含む)

※講習修了者には修了証を発行します。

対象 町内在住・在勤の中学生以上の方

定員 10人(申込順)

費用 2,100円(上級救命講習テキスト代)

申込・照会先 消防署警備課救急係 ☎82-4511

毎年9月9日は 「救急の日」

「救急の日」は、皆さんに救急医療と救急業務について、正しい理解と認識を深めてもらうために設けられたものです。

また、救急の日を含む9月9日～15日の1週間は、「救急医療週間」と定められています。

受付期間

○データの提出
 10月1日(月)～11月30日(金)

○書類の提出
 10月1日(月)～12月3日(月)(当日消印有効)

認定期間 平成25年4月1日(月)～27年3月31日(木)

照会先 財務課 ☎85-9563

平成25年4月1日(月)から 障がい者の法定雇用率が 引き上げられます

障がい者の方が地域の中で普通に暮らし、地域の一員としてともに生活できる社会を実現するため、全ての事業主には法定雇用率以上の割合で、障がい者を雇用する義務(障害者雇用率制度)がありますが、その法定雇用率が、平成25年4月1日(月)から変わります。

障がい者を雇用する場合の支援制度(各種助成金や職場定着に向けた人的支援など)がありますので、活用してください。

(詳細は、厚生労働省ホームページ <http://www.mhlw.go.jp/>に掲載)

対象・法定雇用率
 従業員が50人以上いる事業主
 ○民間企業 2・0%

EV補助金制度

機種	補助額	対象	申請期間	照会先
電気自動車	5万円	登録日までに引き続き1年以上町内に住所を有する個人事業者	登録日5月以内 3か月	◎申請方法や補助の対象について 環境課 ☎85-9565 ◎電気自動車および電動バイクの軽自動車税免除について 税務課 ☎85-7750
電動バイク	2万円	町内で1年以上継続的に観光客を対象とする事業者	完了5月以内 3か月	
充電設備	本体および設置費用の2分の1以内で限度額10万円			

※電気自動車および電動バイクは軽自動車税免除の対象です。

○国、地方公共団体など 2・3%

○都道府県などの教育委員会 2・2%

事業主の義務
 ・毎年6月1日時点での障がい者雇用状況をハローワークへ届け出ること
 ・障がい者雇用推進者を選任すること(努力義務)

照会先
 □神奈川労働局職業対策課 ☎045-650-2801
 □ハローワーク小田原 ☎0465-23-8609



県消防操法大会に出場しました

7月24日、県総合防災センター(厚木市)で第48回神奈川県消防操法大会が開催され、足柄下郡3町を代表して、消防団第9分団(勝又宏明分団長以下21人)が出場しました。

非常に厳しい暑さの中、ホースの延長や放水などのポンプ車操作を披露し、優良賞を受賞しました。

温かいご声援、ありがとうございました。



消防体験に参加しました



8月3日、県消防学校(厚木市)で、少年少女消防体験が行われました。

町内の小学4・5・6年生を対象に、毎年実施されているもので、今回が20回目となります。団体行動の基本集合訓練から始まり、消防車の乗車体験、消火の放水体験、地震・強風・濃煙を体感する災害体験など、小学校の授業では学べない貴重な体験となったようでした。